

京都府建設業職別連合国民健康保険組合

工事支部のご案内



□ ようこそ 京都府建設業工事組合へ

京都府建設業職別連合国民健康保険組合（以下「職別国保」という。）は、国民健康保険法の定めに従い府知事の認可を受け設立された公法人です。職別国保は14の建設関係団体から構成されていますが、京都府建設業工事組合（以下「工事組合」という。）は、これらの団体の1つの支部として、職別国保への加入の相談や工事組合にご加入の被保険者の国保手続などのお手伝いをしています。なお、職別国保への加入は、京都府内及びその他区域 ※1において建設業 ※2 に従事されている必要があります。

※1 「その他区域」は次頁【表1】に定める地域をご参照ください。

※2 「建設業」は次頁【表2】に定める職業をご参照ください。



【表1】 その他区域

府県名	市町村
滋賀県	大津市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、野洲市の区域のうち旧野洲町の区域、湖南市、甲賀市の区域のうち旧甲南町の区域、高島市の区域のうち旧高島町の区域、東近江市の区域のうち旧八日市市、旧五個荘町及び旧能登川町の区域
大阪府	大阪市、豊中市、池田市、吹田市、高槻市、枚方市、茨木市、交野市、寝屋川市、堺市、東大阪市
兵庫県	神戸市、西宮市、伊丹市、宝塚市、豊岡市、芦屋市、丹波市の区域のうち旧市島町及び氷上町の区域
奈良県	奈良市の区域のうち旧奈良市の区域、天理市、桜井市
三重県	伊賀市

【表2】 建設業

1	土木工事業	25	木製建具工事業	48	その他 ①エクステリア工事業 ②サイディング工事業 ③信号装置工事業 ④建設機械運転（コンクリートミキサー運転を除く） ⑤看板工 ⑥雑役（建築現場残材処理、清掃等）
2	造園工事業	26	床工事業		
3	舗装工事業	27	防水工事業		
4	建築工事業	28	内装工事業		
5	木造建築工事業	29	はつり・解体工事業		
6	建築リフォーム工事業	30	一般電気工事業		
7	大工工事業	31	電気配線工事業		
8	型枠大工工事業	32	電気通信工事業		
9	とび工事業	33	一般管工事業		
10	土工・コンクリート工事業	34	冷暖房設備工事業		
11	鉄骨工事業	35	給排水・衛生設備工事業		
12	鉄筋工事業	36	井戸ポンプ工事業		
13	石工事業	37	その他の管工事業		
14	れんが工事業	38	築炉工事業		
15	タイル工事業	39	熱絶縁工事業		
16	コンクリートブロック工事業	40	昇降設備工事業		
17	左官工事業	41	機械器具設置工事業		
18	屋根工事業	42	表具師		
19	金属製屋根工事業	43	畳工事業		
20	建築板金工事業	44	設計監督		
21	建築金物工事業	45	建築設計		
22	建築塗装工事業	46	土地家屋調査士		
23	ガラス工事業	47	事業所における事務・営業		
24	金属製建具工事業				

□ 京都府建設業工事組合の概要

組合の名称
京都府建設業工事組合
理事長
宮井 龍三
組合の所在地
〒605 - 0907 京都市東山区西橋町 480
組合の連絡先
電話 075 (754) 8150
FAX 075 (754) 8160



アクセス
【京阪電車】 = 清水五条駅 下車徒歩 5 分

組合の沿革
昭和 45 年 5 月 厚生労働省の『日雇健康保険の擬制適用』が廃止される。
昭和 45 年 6 月 京都府建設業技能組合を創立する。
昭和 45 年 7 月 京都府知事より京都府建設業職別連合国民健康保険組合設立の認可を受ける。
令和 3 年 4 月 京都府建設業技能組合から京都府建設業工事組合に名称を改める。

組合加入金および組合費
組合加入金および組合費については、組合事務所までお問い合わせください。



職別国保の支部は、11. 京都府瓦工事協同組合 12. 京都畳商工協同組合 13. 京都府造園協同組合
14. 京都府建設業工事組合 15. 京都府建具商工業協同組合 16. 京都市建築組合 17. 京都府電気工事
工業組合 18. 京都府技建組合 19. 京都表具工芸組合 20. 京都府石材業協同組合 21. 京都府管工事
業協同組合連合会 22. 京都府建築士事務所協会 23. 京都土地家屋調査士会 25. 京都室内装飾協同組合
で構成されています。

□ 京都府建設業工事組合の目的

工事組合は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に基づき、京都府内及びその他区域で建設業に従事されている方（一人親方または5人未満の個人事業所の事業主及び従業員とその世帯に属する扶養家族）に対して国民健康保険事業を行なうことを目的とします。

※ 新規の法人事業所は加入することができません。

☞ 国民健康保険（京都府建設業職別連合国民健康保険組合）への加入

職別国保への加入については、14ある支部（母体組合）のいずれかに所属していただく必要があります。工事組合は、職別国保の「工事支部」として国民健康保険の事務運営を行っていますので、工事組合に加入していただくことで、職別国保の被保険者になることができます。

☞ 国民健康保険の事業内容

職別国保の国民健康保険事業はホームページに記載のとおりです。
詳しくはホームページ上でご確認ください。

【職別国保ホームページ】



【国保だより】



【健康診査案内冊子】



【保険給付】

組合員及びご家族が病気・けが・死亡・出産などで給付が必要になったとき、病院にかかれた際の医療費負担や高額療養費・入院時の食事療養費の支給など、様々な給付を行っています。

【保健事業】

組合員とご家族の健康の保持・増進を図る事業です。健康情報誌等の配付、各種健康診査費用の助成、インフルエンザ予防接種費用の助成、歯科健診費用の助成、フィットネスジムの利用補助、保健師及び管理栄養士による保健指導など疾病予防を目的とした事業を行っています。

□ 保険料

職別国保の保険料（月額）は下表のとおりです。

工事組合へ加入後は、下表の保険料に加え組合費が必要となります。

◇ 国民健康保険料（月額）

種別		医療分保険料	後期高齢者 支援金等 保険料	※介護保険料 (第2号被保険者)	後期高齢者 組合員保険料
組合員	25歳未満	12,500円	5,500円	—	—
	25歳から29歳まで	17,500円	5,500円	—	—
	30歳から39歳まで	20,500円	5,500円	—	—
	40歳から64歳まで	23,000円	5,500円	4,500円	—
	65歳から69歳まで	24,500円	5,500円	—	—
	70歳から74歳まで	23,500円	5,500円	—	—
	75歳以上 (資格を継続 したとき)	—	—	—	7,000円
家族 (1人につき)	15歳未満	5,000円	4,000円	—	—
	15歳から64歳まで	8,000円	4,000円	2,500円	—
	65歳以上	9,000円	4,000円	—	—

※ 介護保険料は、40歳以上65歳未満の人のみ

◇ 保険料の算出

- 保険料の内訳（医療分・介護分・後期高齢者支援金等分・後期高齢者組合員分の保険料）は上表のとおりです。
- 保険料は「年齢」及び「組合員と家族の区分」により決定されます。
各々の保険料の算出方法については、以下をご参照ください。

【組合員の保険料等】

(1) 40歳未満の保険料等

医療分保険料 + 後期高齢者支援金等分保険料 + 組合費

(2) 40歳～64歳未満の保険料等

医療分保険料 + 介護保険料 + 後期高齢者支援金等分保険料 + 組合費

(3) 65歳～74歳未満の保険料等

医療分保険料 + 後期高齢者支援金等分保険料 + 組合費

(4) 75歳以上の保険料等

後期高齢者組合員分保険料 + 組合費

【ご家族の保険料等】

(1) 0歳～40未満の保険料等

医療分保険料 + 後期高齢者支援金等分保険料 + 組合費

(2) 40歳～64歳の保険料等

医療分保険料 + 介護分+後期高齢者支援金等分保険料 + 組合費

(3) 65歳～74歳の保険料等

医療分保険料 + 後期高齢者支援金等分保険料 + 組合費

(4) 75歳以上の保険料等

後期高齢者組合員分保険料 + 組合費

以上